

令和 2 年 3 月

お客さま 各位

東春信用金庫

預金規定等の改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和 2 年 4 月に施行される民法改正、ならびに金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ「預金規定等」の一部を令和 2 年 4 月 1 日より改正いたします。また、各種規定等は定型約款（民法 548 条の 2）に該当いたします。

なお、改正後の規定は、すでにお取引をいただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 預金規定等の主な改正項目

(1) 令和 2 年 4 月 1 日の民法改正を踏まえた改正

(ア) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の明確化

民法改正のもとでは、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合に金庫に届出をすることを明確にするものです。

(成年後見人等の届出)

(例) 普通預金規定 9 条

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届出てください。

(2) ～(4) (略)

(5) 第 4 項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

(イ) 規定の変更方法の追加

各種規定変更時の周知方法等を明確にするものです。

(規定の変更)

(例) 普通預金規定 21 条

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(ウ) みなし到達条項の追加

お客様の届出住所宛に発信した当金庫からの郵便物が到着しなかった場合についてすでに普通預金規定等には記載されている条項を、他の取引規定にも追加します。

(通知等)

(例) 定期預金共通規定 10条

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(エ) 定期預金や定期積金の満期日前の解約についての改正

民法改正のもとでは、預金契約は寄託の基準を準用することとなり、「寄託者（預金者）は受託者（金融機関）に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の期日前であっても解約できるため、金庫がやむを得ないものと認める場合を除いて、期日前の解約はできない旨を記載し、明確にするものです。

(利息)

(例) 期日指定定期預金規定 3条

(1) ~ (2) (略)

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(オ) 契約の成立

要物契約とされていた寄託は、民法改正のもとでは、諾成契約とされ、当事者間の同意があれば、対象物が交付されていなくとも契約は成立することとなるため、金庫が承諾したことにより契約が成立するものとするものです。

(預金契約の成立)

(例) 普通預金規定 1条

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

(2) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を踏まえた改正

(カ) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」を踏まえた取引制限の追加

ガイドラインを踏まえて、新規取引開始時に、お取引の目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細にご確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても再度ご確認をさせていただく場合があります。なお、当金庫が求める確認や資料等のご提出について適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合や、既にお取引いただいているお客さまにおかれましてもお取引を制限等させていただく場合があることを明確にするものです。

(取引の制限等)

(例) 普通預金規定 14条

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約等)

(例) 普通預金規定 15条

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が12.(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) ～(5) (略)

(3) その他の改正

(キ) 「未利用口座管理手数料」の新設

令和2年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に対して「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。本件は、預金口座の取引の促進、口座の不正利用や転売の未然防止等の観点から新設したものです。

(未利用口座管理手数料)

(例) 普通預金規定 20条

- (1) 令和2年4月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- (6) 解約された口座の再利用はできません。

2. 改正日

令和2年4月1日（水）

3. 改正する各種規定

別紙 「改定する規定一覧表」をご覧ください。

以上

改正する規定一覧表

規定	民法改正					マネー・ローディングリング(カ)
	成年後見人の届出(ア)	規定の変更(イ)	みなし到達(ウ)	満期日前の解約(エ)	契約の成立(オ)	
総合口座取引規定	○	○	済	—	○	○
普通預金規定	○	○	済	—	○	○
貯蓄預金規定	○	○	済	—	○	○
納税準備預金規定	○	○	済	—	○	○
通知預金規定	○	○	済	—	○	○
期日指定定期預金規定	—	○	—	○	○	—
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	—	○	—	○	○	—
自由金利型定期預金規定(大口定期預金)	—	○	—	○	○	—
変動金利定期預金規定	—	○	—	○	○	—
定期預金共通規定	○	○	○	—	—	○
定期積金(スーパー積金)規定	○	○	○	○	○	○
当座勘定規定(一般用)	○	○	済	—	○	○
当座勘定規定(専用約束手形口)	○	○	済	—	○	○
振込規定	—	○	—	—	○	—
貸金庫規定	—	○	済	—	○	—
自動貸金庫規定(全自動型)	—	○	済	—	○	—
東春キャッシュカード規定	—	○	—	—	—	—
東春 IC キャッシュカード特約規定	—	○	—	—	—	—
デビットカード取引規定	—	○	—	—	—	—
Pay-easy 口座振替受付サービス規定	—	○	—	—	—	—
とうしゅん WEB バンキングサービス利用規定	—	○	済	—	○	○
とうしゅん WEB バンキングサービスワンタイムパスワード利用規定	—	○	—	—	○	—
とうしゅん WEB-FB サービス利用規定	—	○	済	—	○	○
とうしゅん WEB-FB サービス ワンタイムパスワード利用規定	—	○	—	—	○	—
インターネットバンキング専用定期預金規定	○	○	—	○	—	—
アプリからの口座開設に係る特約	—	○	—	—	—	—
夜間金庫規定	—	○	済	—	○	—

○ ……改正する規定と改正項目を表示しています。

※ 済 ……既に規定に記載しており対応済。

預金規定等は[こちら](#)からご覧いただけます。